

エンターテインメントで成り立っていて、それ以外がカジノのスペースという規模がラスベガスの形態だけれども、スイス、オーストリア、オランダ、フランス、ドイツといったようなところのカジノは、エンターテインメントとは結びつかない、いわゆるゲーミングだけをやる、そういうスペースのことをカジノと呼んでいるのが現状である。

(6) カジノ・コミッショナの規模と活動の内容

コミッショナは、7名の委員によって成り立っていて、例えば、大学教授等の有識者で成り立っている。これは、けっしてパーマネントな委員会ではなくて、1ヶ月に1回程開かれており、その他、現在、22名の常勤の職員がいる。

追加質問：そのメンバーの人たちは、例えば、ネバダのカジノを管理しているいわゆる委員会は、F B I であるとか、警察であるといった人たちがそのまま横滑りしてコミッショナの幹部になっているというケースが多いのだけれども、スイスの場合はどうであろうか。

ネバダでは、かつてマフィアがカジノを経営していたという歴史があったので、カジノを監視する場合には、そういったコミッショナが警察あるいはF B I 出身の人で占められているけれども、スイスは元々カジノというものが禁止されていたわけで、スロット・マシーンなども全部国営でやっていた。今度、新しくカジノがカジノ法によって許可されて、この秋には20から23くらいの経営が始まるわけだけれども、その経営母体になるのが、通常の経営者ということで、犯罪組織とかマフィアとかは関係がないので、コミッショナで監視することは、税金がきちんと納められているかどうか、あるいはこういったカジノがマネーロンダリングに利用されるのではないかといったようなことを監視するわけなので、例えば、税金あるいは税法に強い人、元税務署の職員であるとか、あるいはインターネットを使ってマネーロンダリングをやることであれば、インターネットに強い人であるとかといったような、そういった現代のテクニックにたけた職員によって構成されている。警察関係者は、そういう意味で比較的少ないといつてもよいかと思う。

22名の常勤職員は、例えば、違法行為が行われたということであれば、刑事手続を開始するための証拠集めとか、捜査を行うといったようなことで、そこで警察に通報するまで様々な証拠集めをする役割をしている。

(7) 新カジノ規制法とインターネット・ギャンブル禁止規定

元来、スイスは、先程から言っているように、すべてのギャンブルについて禁止されていたわけで、当然インターネット・ギャンブルも禁止だったわけだけれども、今度のカジノ法によって、改めて第5条でインターネット・ギャンブルは禁止することになった。

これは、アメリカでもそうだし、EU諸国全部がインターネット・ギャンブルを禁止し

いる。例えば、カリブ海の小さな国等で、インターネット・ギャンブルについて許可している場合もあるけれど、ほとんどの世界の国では、インターネット・ギャンブルを禁止しているというのが現状である。

追加質問：新しいカジノ法第5条で、スイスはインターネット・ギャンブルを禁止したけれども、どうしてスイスではインターネット・ギャンブルが禁止されたのだろうか。

それは、政府が、EU諸国がすべて禁止しているし、アメリカあるいは全世界のほとんどの国が禁止しているということを配慮して、スイスもそれに倣って禁止するという、極めて政治的な理由が第一に挙げられる。

追加質問2：インターネット・カジノが禁止されているけれども、しかし、考えてみるとインターネット・カジノというのは、どこにもあるものでスイスの委員会にしても、スイスのカジノ法にしても、カジノを経営することを禁止しているわけであって、インターネットを使ってギャンブルをする、ゲーミングをするということは、どこの国でも禁止しているわけではないし、現にインターネットを使って様々なゲーミングが行われている。しかし、アンティガを始めカリブ諸島の国々等が、インターネット・カジノを経営するということに対して、スイスを初め世界の国々は禁止をしているのであって、ゲーミングという行為を禁止しているわけではないし、それを禁止するということはほとんど不可能に近いということになるのではないか。

こういったインターネット・カジノを一旦認めてしまうと、スイスのいわゆる伝統的なカジノがインターネット・カジノに侵害されてしまうのではないか。

我々は、そうは思わない。やはり、カジノというのは、友達と一緒に来て、あるいは自分でお金を払って、カジノという雰囲気の中でやるのが楽しいから、あるいはそういうことでエキサイティングするから来るのであって、インターネット・ギャンブルの場合には、部屋に閉じこもって一人でやることなので、多くの人たちがこういうインターネットに走り普通のカジノには来ないのではないか、そのことによってカジノの経営が危うくなるのではないかという意見があるけれども、我々は、決してそうはならないと思っている。

追加質問3：もし、インターネット・カジノが普及すると、いろいろなところに弊害が現われる。特にいわゆる伝統的な赤字経営のところに支障をきたすのではないか。

では、例えば、アメリカのネバダ州のラスベガスでは、既に90年代の初めにインターネットが普及して、ゲームが行われてきたのだけれども、ここ5～6年前からラスベガスは大変な賑わいを見せているし、栄えているではないか。あるいはフランスでも、カジノに行く人がたいへん増え、相当儲かっている。こういう国々では、既に並行して

インターネット・カジノがあったのだけれども、そういったインターネット・カジノにお構いなく、こういった国でカジノが栄えているのは、結局インターネット・カジノというものが伝統的なカジノに影響を与えないという証拠ではないのか。

追加質問4：インターネット・カジノを規制するのは、一種のパターナリズムではないのか。

そうは思わない。というのはインターネット・カジノあるいはギャンブルで、それが禁止されているというのは、経営を禁止しているわけであって、いわゆるプレイヤー、カジノあるいは賭け事のインターネットでゲーミングする行為そのものを禁止しているわけではなく、行為者を処罰するということを言っているわけではない。

クンツ教授の追加質問：スイスの刑法に、そういった構成要件がないのではないか。構成要件がなければ犯罪はないわけで、インターネット・カジノをする行為者そのものを処罰するということではないので、これはパターナリズムというものとは関係ないのではないか。

インターネット・ギャンブルを禁止しているもう一つの大きな理由としては、例えば、インターネット・カジノを認めたとしても、普通のカジノのようにどうやってコントロールするのか、あるいはどうやって保安、あるいは犯罪と結びつくことを防止することができるのか、あるいはインターネット・カジノからあがつた収益に対して、どのくらいどうやって税をかけるのかといったことに対する、監視、コントロールといったものがほとんど不可能になるのではないかということがあげられる。そういった点で、インターネット・カジノを許可しないという理由があるのではないか。

(8) 新カジノ法は、18歳未満の禁止を決定

スイスの新カジノ法では、18歳未満の未成年者に対し、カジノの入場を禁止し、あるいは、カジノでプレイすることを禁止しているわけですけれども、もしこういったインターネット・カジノが許可されるということになると、例えば、未成年者が家でインターネット・カジノあるいはギャンブルをやったとしても、それをコントロールすることができないという難しさがあるし、そういった未成年者に対する対策も、こういったインターネット・カジノの性格からすると、非常に難しいのではないかという問題がある。

繰り返しになるけれども、インターネット・カジノでは、どうやって未成年者に対するインターネット・ギャンブルを禁止するか、あるいは税金をどうやって徴収するか、あるいはインターネット・カジノの年間の利益がどのくらいで、それに対してどのくらいの税金を課すことができるかといったような点に対しては、まったく対策がとられていないというのが現状である。

さらに、インターネット・カジノは経営的に魅力のないもので、プレイする人にとっても魅力があるとはいえない。要するに、伝統的なカジノというのは、ラスベガスがそうであるように、ショーであるとか、エンターテインメントであるとか、カジノ以外の様々な

点で、現場に行けば楽しむことができるけれども、インターネット・カジノというのは、どこでもただパソコンの前に座っていればやれるカジノであり、結局は何の魅力もないのではないかと思う。

インターネット・カジノのゲーミングそのものは、全世界で許されていることであって、問題はそれを経営するか、どういう条件で許可をするかということだけれども、言ってみればそういった企業的にも経済的にも魅力のないものに関して、必ずしもそういうものを経営しようという人も出てこないのでないか。

(9) インターネット・ギャンブルの被疑事件と委員会の将来の課題

現在、スイスでもインターネット・カジノをやっていたのではないかという嫌疑で3つのケースを捜査中ですけれども、まだ捜査の段階で結論が出ているわけではない。

しかし、スイスにおいてもインターネット・カジノを経営しようとするケースが現れていることは確かである。

今、インターネット・ギャンブルと離れて、普通の伝統的なカジノの問題でいえば、このカジノを経営している者にとって、一番関心の高い問題は、どうやったらマフィア等の犯罪組織の関与を排除することができるかという点にあると思われる。

今までスイスは、先程来言っているようにカジノが全面的に禁止されており、ほとんどがスロット・マシーン等のゲームでしかなかったので、職員がグルになって、いわゆるカジノにおける汚職をやることはなかったけれども、将来は、アメリカのカジノで行われるようなバカラであるとかトランプであるとかといったようなもので、職員とプレイヤーが結託をして汚職をやるというようなことは考えられないではない。

今まで、カジノがなかったので、カジノがこれから新しくスタートして、どういう問題が起こってくるか、まだ想像もできないわけだけれども、スロット・マシーン以外の、ルーレットあるいはカード、その他の様々なカジノの形態からいって、1つのトランプ台で何人かの人が1時間にどのくらいのお金が賭けられたか、そしてどれだけの利益を得られたかということを、実際に正確にコントロールすることはできないので、結局はどれだけ税金をかけたらいいのかということに関しての算定の仕方等について、非常に難しく、脱税を摘発するという問題も難しいのではないか。

将来の問題として、この委員会としては、カジノをコントロールしていく場合に、そういう犯罪組織に利用されるのではないか、あるいは資金洗浄と関係する行為は行われないか、あるいは脱税をどうやって防ぐかということをこれから充分に考えていく必要があるのではないか。

3. スイス・カジノの見学記

2001年9月12日、クアザール(Kursaal)・ベルン市を見学した。ほとんどがスロット・マシーンで、わが国のパチンコ店を思わせる雰囲気であった。ここでも、ライブ・ショーや各種のエンターテイメントは禁止されているので、保養所に保養に来た客が退屈しのぎにスロット・マシーンで淡淡とプレーしているという雰囲気であった。それは、これまでスイスがカジノそのものを禁止していたためで、2000年に施行された新法が定着し、民間ベースのカジノが開設されなければ、雰囲気もガラリと変わるものではないかと言われている。